

2 福祉のまちづくり条例推進事業

「福祉のまちづくり」とは、だれもが互いに理解し助け合う環境と、高齢者・障害者や子育て中の方などすべての人が安全・円滑に施設を利用できる環境を整えることにより、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由にさまざまな活動に参加できる社会をつくることです。

昭和52年には「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど30年以上にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

具体的な施策としては、だれもが安心して交通機関を利用できるようにするため、平成2年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成3年度からは、車いすのまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成9年度からは車いす使用者をはじめだれにも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成10年度から補助制度を設け、民営バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図ってきました。

これらの成果や課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため平成9年3月には「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。また「福祉の都市環境づくり推進指針」に代わる整備基準等を規定した施行規則を平成10年1月に制定し、従来は「福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を、条例に基づく事前協議として義務づけました。この条例の中では、市民・事業者・市の協働により福祉のまちづくりを推進するため、基本的な事項を審議するための「福祉のまちづくり推進会議」や「福祉のまちづくり重点推進地区」事業を定めるとともに、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための「福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。

平成23年度からは「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」に基づき、平成27年度までの5年間を目標にソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進していきます。

1 平成22年度福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

平成21年度までの実績	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	1106	6766	7872	72	156	228

平成22年度協議実績等 (平成23年3月末現在)	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	75	423	498	2	8	10

延べ床面積限定なし	官庁	民間	計
官 公 庁 施 設	8	1	9
福 祉 施 設 (そ の 1)	1	47	48
福 祉 施 設 (そ の 2)	5	37	42
病 院	1	11	12
診療所 (患者の収容施設のあるもの)	0	0	0
診療所 (患者の収容施設のないもの)	0	25	25
助 産 所	0	0	0
そ の 他 の 医 療 施 設 等	1	7	8
教 育 施 設	18	24	42
文 化 施 設	8	2	10
集 会 施 設	2	11	13
休 憩 所	3	2	5
金 融 機 関 等 の 施 設	0	4	4
公 益 事 業 施 設	0	0	0
理 容 所 ・ 美 容 所	0	2	2
地 下 街	0	0	0

公衆便所	1	1	2
計	48	174	222

延べ床面積 300 m ² 以上	官庁	民間	計
物品販売業を営む店舗	0	30	30
飲食店	0	6	6
サービス店舗	0	2	2
興行施設	0	0	0
遊興施設	0	2	2
計	0	40	40

延べ床面積 1000 m ² 以上	官庁	民間	計
公衆浴場	0	0	0
運動施設	0	2	2
宿泊施設	0	3	3
展示場	0	0	0
事務所・工場	1	31	32
複合施設	4	5	9
路外駐車場	0	0	0
共同住宅	5	134	139
計	10	175	185

	官庁	民間	計
道路	4	1	5

	官庁	民間	計
公園	9	0	9

	官庁	民間	計
鉄道の駅	4	32	36
軌道の停留所	0	0	0
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	0	1	1
計	4	33	37

2 福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり重点推進地区事業」の概要

福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりをモデル的に推進する地区として、平成 11 年度から平成 21 年度の間に 6 地区を指定しました。(平成 22 年度は休止)

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 事業内容

高齢者、障害者、子育て中の方などの公共交通機関の利用環境の改善のため、移動の拠点となる鉄道駅舎を対象とした、民営鉄道駅舎多目的トイレ及びエレベーター等設置補助事業と市営地下鉄既存駅舎エレベーター等整備事業を実施しています。

(2) 実績 (平成 22 年度)

市営地下鉄蒔田駅	エレベーター 3 基 (うち 1 基は継続工事中)
J R 矢向駅	エレベーター 2 基
J R 大口駅	エレベーター 3 基

4 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつバス事業者に対し、国と協調してノンステップバスの導入に係る経費の一部を補助しています。(平成 22 年度は休止)

5 福祉のまちづくり推進指針に基づく事業

(1) 心のバリアフリー啓発

主に小学校 4 年生を対象に身近なバリアフリーを学び、日ごろの生活・行動に生かしていただくための啓発パンフレットを市立小学校 4 年生全児童に配布しました。

(2) 市職員等に対する研修

区局の職員を対象に高齢者疑似体験及び車いす体験を通し、高齢者、障害者の立場を理解し、日ごろの業務に生かす研修を実施しました。計 6 回、約 80 名が受講しました。

また、市職員・民間建築士を対象に高齢者疑似体験、車いす体験及び福祉のまちづくり条例施行規則を学ぶ研修を 2 回実施(平成 22 年 11 月 2 日、平成 22 年 12 月 1 日)し、計 35 名が受講しました。

(3) 福祉教育の充実

市立学校教員、地域ケアプラザ職員及び社会福祉協議会職員を対象に、学校・地域における福祉教育の充実、実践事例を学ぶ研修会を平成 22 年 6 月に開催し、305 名が参加しました。

(4) だれもが使いやすい建築物等の整備推進

主に民間建築士の方を対象に、建物におけるバリアフリーの重要性を学ぶ福祉のまちづくり研修会を平成 23 年 3 月に実施し、50 名が受講しました。(神奈川県主催、川崎市・横浜市共催)